（児童福祉法施行規則の一部改正）

第二条　児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後			改正前		
第三十四条の十六	（略）	（略）	第三十四条の十六	（略）	（略）
第三十四条の十七			第三十四条の十七		
第三十四条の十八			第三十四条の十八		
第三十四条の十八の二			（新設）		
第三十四条の十九			（新設）		
第三十四条の二十の三第四項			第三十四条の十九		
第三十四条の二十二			第三十四条の二十の三第四項		
第三十四条の二十三			第三十四条の二十二		
第三十四条の二十四			第三十四条の二十三		
第三十四条の二十五			第三十四条の二十四		
第三十四条の二十六			第三十四条の二十五		
第三十四条の二十六の八			第三十四条の二十六		
第三十四条の三十			第三十四条の二十六の八		
第三十四条の五十七			第三十四条の三十		
第三十四条の五十八			第三十四条の五十七		
第五十七条			第三十四条の五十八		
第六十二条			第五十七条		
第六十三条			第六十二条		
第六十四条			第六十三条		
第六十五条第二項			第六十四条		
第六十五条の九の六			第六十五条第二項		
第六十五条の九の七			第六十五条の九の六		
第六十五条の九の九			第六十五条の九の七		
第六十五条の九の十			第六十五条の九の九		
第六十六条第二項			第六十五条の九の十		
別表第八号			第六十六条第二項		
別表第九号			別表第八号		
			別表第九号		

改正後	改正前
第十八条の二十六　（略）	**第十八条の二十六**　（略）
一・二　（略）	一・二　（略）
三　当該申請を行う通所給付決定保護者が同一の月に受けたサービスに係る令第二十五条の五第一項第一号に掲げる額及び購入等（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十六条第一項に規定する「購入等」をいう。以下同じ。）をした補装具（同法第五条第二十五項に規定する補装具をいう。以下同じ。）であつて、通所給付決定に係る障害児が使用するものに係る令第二十五条の五第一項第四号に掲げる額を合算した額	三　当該申請を行う通所給付決定保護者が同一の月に受けたサービスに係る令第二十五条の五第一項第一号に掲げる額及び購入又は修理をした補装具（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第二十五項に規定する補装具をいう。以下同じ。）であつて、通所給付決定に係る障害児が使用するものに係る令第二十五条の五第一項第四号に掲げる額を合算した額